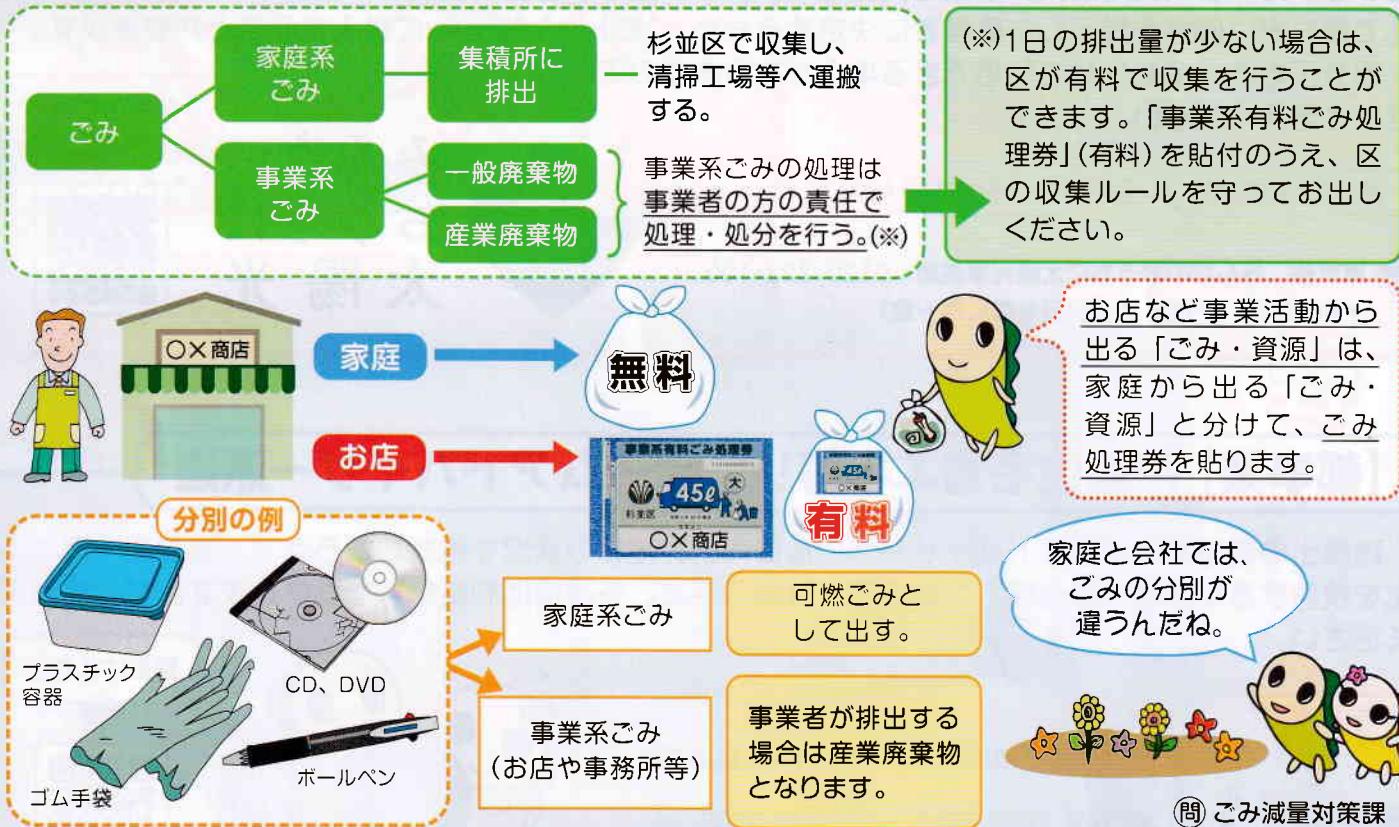


事業系ごみの出し方

事業系ごみとは、事業活動によって発生したごみを指し、営利・非営利を問いません。



リユース容器貸出事業

区内のイベントで使われるワンウェイ(使い捨て)プラスチック削減のため、繰り返し洗って使用できるリユース容器を無償で貸し出します。貸出希望日の2か月前までに事前相談が必要です。

対象者 区内で実施されるイベントを主催する団体(商店会等)、区内で実施されるイベントで飲食物を提供する参加者

[貸出一覧]



詳細はこちら



問 環境課温暖化対策係

リユース容器活用支援助成

区内の店舗でテイクアウト用リユース容器の導入に必要な経費の一部を助成します。

詳細はこちら

対象者 区内に事業所を有する中小企業者・個人事業主・商店街組合等、特例子会社、社会福祉法人

詳細はこちら

申請期限 令和7年1月31日(金) ※予算額に達した時点で終了(申し込み順)

詳細はこちら

助成対象 リユース容器、業務用食器洗浄機等、リユース容器シェアリングサービス

詳細はこちら

助成額 導入経費の2分の1 (上限 リユース容器 20万円。その他 50万円)

詳細はこちら

※導入の3週間前までに申請してください。

問 環境課温暖化対策係

